

【小田原労働基準監督署】旅館業における労働条件の自主点検結果

1 自主点検対象

小田原労働基準監督署管内の旅館業の事業場から抽出した 446 事業場。

2 自主点検回答状況

上記事業場に対し、小田原労働基準監督署より平成 29 年 7 月に、自主点検表を郵送した。

対象事業場数 446 事業場
 有効回答数 261 事業場
 （返信なし：185 事業場）
 有効回答率 58.5 %

3 自主点検結果

- (1) 回答があった 261 事業場について、回答結果を分析した。結果は、表 1 及び表 2 のとおりである。

表 1 回答結果

| | 全体 | 1～9人 | 10～49人 | 50人以上 | 人数不明 |
|-------------|-------|-------|--------|-------|------|
| 事業場数 | 261 | 118 | 110 | 31 | 2 |
| 問題有 | 111 | 49 | 54 | 7 | 1 |
| 問題のある事業場の割合 | 42.5% | 41.5% | 49.1% | 22.6% | 50% |

(注)問題有：回答結果について、労働基準法、労働安全衛生法について何らかの問題があると回答した事業場数。

- (2) 自主点検の項目別の回答結果は以下のとおり。

表 2 自主点検項目別の回答結果

| 問 | 点検項目 | 問題有の割合 |
|---|---|--------|
| 1 | 労働者を雇い入れる際、賃金・労働時間等の労働条件について、労働条件通知書、労働契約書、就業規則などの書面で明示している 労働基準法 15 条 | 8.8% |
| 2 | 常時使用する労働者が 10 人以上なので、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ている 労働基準法 89 条 | 3.8% |
| 3 | 所定労働時間は、週 40 時間（旅館業の労働者 10 人未満は 44 時間）以内としている 労働基準法 32 条 | 1.9% |
| 4 | 変形労働時間制を採用している場合に、労使協定を締結し所轄労働基準監督署長へ届け出ている（1 か月単位の変形労働時間制の場合は、就業規則等に法定事項を定めている）。 労働基準法 32 条の 2、32 条の 4 | 2.7% |

| | | |
|----|---|-----------|
| 5 | 労働者に法定以上の休憩時間を与えている。また、休憩時間は、自由に利用できるようにしている。 労働基準法 34 条 | 3 . 1 % |
| 6 | 労働者に暦日で休日を与えている。 労働基準法 35 条 | 0 % |
| 7 | 労働者の労働日ごとの始業時刻・終業時刻を確認し、記録して、労働時間を管理している。 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン | 3 . 8 % |
| 8 | チェックアウトからチェックインまでの間におけるいわゆる「中抜け」(休憩時間)は自由に利用できるようにしている。 労働基準法 34 条 | 0 . 4 % |
| 9 | 過去 1 年間に月 100 時間を超える時間外休日労働があった。 | 7 . 3 % |
| 10 | 上記 9 の事業場を含めて過去 1 年間に月 80 時間を超える時間外休日労働があった。 | 1 2 . 6 % |
| 11 | 時間外労働・休日労働は、あらかじめ労働者代表と締結し、労働基準監督署に届け出た労使協定の範囲内で行わせている。 労働基準法 32 条、35 条、36 条 | 1 1 . 9 % |
| 12 | 賃金の一部を控除する場合、法令に定めのあるもの(税金、社会保険料等)又は労働者代表との書面による協定を締結し、事理明白なものについてのみを控除の対象としている。 労働基準法 24 条 | 3 . 8 % |
| 13 | すべての労働時間について最低賃金額以上の賃金を支払っている。 最低賃金法 4 条 | 3 . 1 % |
| 14 | 法定労働時間を超える時間外労働、休日労働及び深夜労働をさせたときは、それぞれ 25%、35%及び 25%以上の割増賃金を支払っている。 労働基準法 37 条 | 1 . 9 % |
| 15 | 深夜(午後 10 時以降)に労働者をフロント業務に従事させる場合、その時間を労働時間として取扱い、賃金を支払っている。 労働基準法 24 条、37 条 | 1 . 9 % |
| 16 | 労働者に法定以上の年次有給休暇を与えている。 労働基準法 39 条 | 7 . 3 % |
| 17 | 1 年以内ごとに 1 回(深夜業従事者には 6 か月ごとに 1 回)、定期的に労働者に対し健康診断を実施している。 労働安全衛生法 66 条 | 1 2 . 3 % |
| 18 | 健康診断の結果、有所見者に対しては医師の意見を聞くなどの事後措置を実施している。 労働安全衛生法 66 条の 5、66 条の 6 | 6 . 9 % |
| 19 | 労働者数に応じて安全管理者、安全衛生推進者等の労働安全衛生に関する担当者を選任している。 労働安全衛生法 12 条、13 条、12 条の 2 | 8 . 8 % |
| 20 | 労働者の安全と健康の確保のため、安全衛生教育を実施している。 労働安全衛生法 59 条 | 4 . 6 % |